

京都市告示第562号

都市計画法（以下「法」という。）第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市再生特別地区を決定したので、法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

令和7年12月19日

京都市長 松井 孝治

1 都市計画を定める土地の区域

京都市東山区大橋町、大黒町、五軒町及び若松町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

（都市計画局都市企画部都市計画課）